附則第四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四条　削除

附則第五条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、第六条の次に一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する日からこの法律の施行の日の前日までの間における臓器の移植に関する法律附則第四条第二項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「第六条」とする。

3　この法律の施行前にこの法律による改正前の臓器の移植に関する法律附則第四条第一項に規定する場合に該当していた場合の眼球又は腎臓の摘出、移植術に使用されなかった部分の眼球又は腎臓の処理並びに眼球又は腎臓の摘出及び摘出された眼球又は腎臓を使用した移植術に関する記録の作成、保存及び閲覧については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

5　政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣　舛添　要一
内閣総理大臣　麻生　太郎

省　令

○財務省令第五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項第二号の規定に基づき、財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十七日

財務大臣　与謝野　馨

財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ」を「その他の穀類（米を除く。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項第二号中「、荷台」を削る。

第二十二条の三第一項中「第四号」を「第三号」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書を削り、同条の表中「第十七号第七改訂版」を「第十七号第八改訂版」に、「第十四号第六改訂版」を「第十四号第七改訂版」に、「第十六号第五改訂版」を「第十六号第六改訂版」に、

十五の二　第二条第十九号の前照灯	第九十八号 第百十二号
十五の三　第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号

を

十五の二　第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号

に

改める。

第三号様式中

第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置

を

第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置
第二条第十九号の前照灯

に

改める。

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年七月二十二日から施行する。ただし、第二条中装置型式指定規則第五条の表の改正規定（「第十七号第七改訂版」を「第十七号第八改訂版」に改める部分、「第十四号第六改訂版」を「第十四号第七改訂版」に改める部分及び「第十六号第五改訂版」を「第十六号第六改訂版」に改める部分を除く。）並びに第三号様式の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行った認定（次条に規定するものを除く。）は、平成二十四年七月二十一日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。

第三条　旧規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定（横向きに備えられた座席又は折り畳むことができる座席を有しない自動車に備える特定装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。